

A decorative border made of small blue circles arranged in a rectangular frame around the text.

美 濃 加 茂 市 議 会
第 1 回 定 例 会 追 加 議 案

令 和 7 年 3 月 6 日

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
議第 3 1 号	美濃加茂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する 条例について	1

議第 3 1 号

美濃加茂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和 7 年 3 月 6 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

美濃加茂市消防団員等公務災害補償条例（昭和 4 1 年美濃加茂市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(補償基礎額) 第 5 条 （略） 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 (1) （略） (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、 <u>9, 7 0 0 円</u> とする。ただし、その額がその者の通常得ている収入の日額	(補償基礎額) 第 5 条 （略） 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 (1) （略） (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、 <u>9, 1 0 0 円</u> とする。ただし、その額がその者の通常得ている収入の日額

に比して公正を欠くと認められるときは、14,500円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。

- 3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は非常勤水防団員若しくは消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき100円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。

(1)～(6) (略)

- 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもつて補償基礎額とする。

別表（第5条関係）

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,900円	13,700円	14,500円
団長	0円	0円	0円

に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。

- 3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は非常勤水防団員若しくは消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき333円を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。

(1)～(6) (略)

- 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下この項において「特定期間」という。）にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもつて補償基礎額とする。

別表（第5条関係）

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,500円	13,350円	14,200円
団長	0円	0円	0円

分団長及び	11,300	12,100	12,900	分団長及び	10,800	11,650	12,500
副分団長	0円	0円	0円	副分団長	0円	0円	0円
部長、班長及び団員	9,700円	10,500円	11,300円	部長、班長及び団員	9,100円	9,950円	10,800円
備考	1・2 (略)			備考	1・2 (略)		

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- この条例による改正後の美濃加茂市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた美濃加茂市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項の損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号の傷病補償年金、同条第4号イの障害補償年金及び同条第6号イの遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

70th 

**MINOKAMO
STORY**